

日本国厚生労働省とカンボジア王国保健省の
保健・医療分野の覚書
【仮訳】

日本国厚生労働省及びカンボジア王国保健省（以下「双方」という。）は、相互に関心を有する医療分野の先端的研究での協力を進める意思を持っている。

このため、双方は以下の医療分野で協力を進めることについて検討することで一致した。

- 医療保険制度に係る経験の共有
- 医療サービスの強化に係る協力
- 先進的な医薬品・医療機器の導入

さらに、双方は相互の利益を強化・促進する更なる手段について検討することで一致した。本覚書は初期及び今後見込まれる協力の一般原則及び重要事項を示すことのみを目的とするものである。本覚書は、署名の日から開始し、その協力は、5年間続くものとする。本覚書による協力は自動的に引き続き5年間延長される。本覚書による協力は、一方が、本覚書の終了を希望する日の6箇月前までにその旨の通知を相手方に書面により行うことで終了することができる。

2013年11月16日にカンボジアプノンペンにおいて英語で署名された。

日本国厚生労働省

カンボジア王国保健省

厚生労働大臣

保健大臣